

議案第105号

三朝町農業集落排水処理事業推進基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業集落排水処理事業推進基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年9月20日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町農業集落排水処理事業推進基金条例の一部を改正する条例

三朝町農業集落排水処理事業推進基金条例（平成7年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
三朝町集落排水処理事業推進基金条例 (目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、三朝町集落排水処理事業推進基金の設置並びにその管理及び処分に関する事項を定めることを目的とする。 (設置)	三朝町 <u>農業集落</u> 排水処理事業推進基金条例 (目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、三朝町 <u>農業集落</u> 排水処理事業推進基金の設置並びにその管理及び処分に関する事項を定めることを目的とする。 (設置)

